

## 随意契約案件及び理由書

|                              |  |  |
|------------------------------|--|--|
| 契約案件名                        | 脱水汚泥等処分業務委託  |  |
| 担当部・課名                       | 市民部生活環境課   |  |
| 契約相手方の名称（商号）及び所在地            | 三重中央開発株式会社<br>三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地  |  |
| 契約金額（税込）                     | 14,905,000円（予算上限額）<br>@22,000円/t（脱水汚泥処分代）,@38,500円/t（清掃汚泥処分代）  |  |
| 契約締結日                        | 令和8年2月3日   |  |
| 契約期間                         | 令和8年4月1日～令和9年3月31日   |  |
| 根拠規定<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項） | <input checked="" type="checkbox"/> 第2号<br><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき<br><input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき<br><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき<br><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき<br><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき<br><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき<br><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき<br><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき<br><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合   |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき   |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき   |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき  |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき  |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき  |  |
|                              | <p>本業務は、し尿処理施設から日々発生する脱水汚泥を一般廃棄物処理施設において受入及び処分（汚泥の再生処理ほか）するものである。</p> <p>契約相手方となる三重中央開発株式会社は、近畿圏内で唯一、脱水汚泥等の受入、処理が可能な民間許可業者である。</p> <p>また、本市は前年度と同様に、令和8年度一般廃棄物の継続搬入に伴う関係書類を伊賀市に提出し、事前協議を行っている。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは三重中央開発株式会社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>  |  |
|                              | 随意契約理由   |  |

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

|                              |   |  |
|------------------------------|---|--|
| 契約案件名                        | 農地台帳システム基幹系データ連携対応業務委託  |  |
| 担当部・課名                       | 農業委員会事務局  |  |
| 契約相手方の名称(商号)及び所在地            | 株式会社 南大阪電子計算センター<br>大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号  |  |
| 契約金額(税込)                     | 1,155,000円  |  |
| 契約締結日                        | 令和8年2月5日  |  |
| 契約期間                         | 契約締結日～令和8年3月31日   |  |
| 根拠規定<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項) | <input type="checkbox"/> 第2号<br><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき<br><input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき<br><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき<br><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき<br><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき<br><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき<br><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき<br><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき<br><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合  |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき  |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき  |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき   |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき   |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき   |  |
|                              | 随意契約理由  | <p>現在使用している農地台帳システムは、(株)南大阪電子計算センターが開発した農地台帳システムに市町村が策定する地域計画に必要な目標地図を作成する必要があり、地図の作成機能を備える国の農業委員会サポートシステムと本市の農地台帳システムの情報を連携する機能を構築し、最新の地図情報サービスを農業者の方に提供できるよう令和5年度に機能を新たに追加したシステムである。</p> <p>今回、現在運用中の農地台帳システムを新たに国の自治体情報システム標準化に対応した製品へバージョンアップするものであり、令和5年度のシステム改修も(株)南大阪計算センターが行っており、今回もシステムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確となり、著しく支障をきたすため、他社に委託することができない。</p> <p>以上のような理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p> |

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

|                              |  |  |
|------------------------------|--|--|
| 契約案件名                        | 学校図書システム更新業務委託   |  |
| 担当部・課名                       | 生涯学習部学校教育課   |  |
| 契約相手方の名称(商号)及び所在地            | 株式会社 南大阪電子計算センター<br>大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号   |  |
| 契約金額(税込)                     | 17,754,000円  |  |
| 契約締結日                        | 令和8年2月25日  |  |
| 契約期間                         | 契約締結日～令和13年3月31日   |  |
| 根拠規定<br>(地方自治法施行令第167条の2第1項) | <b>■ 第2号</b><br><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき<br><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき<br><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき<br><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき<br><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき<br><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき<br><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき<br><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき<br><b>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</b> |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合   |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき   |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき   |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき  |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき  |  |
|                              | <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき  |  |
|                              | 随意契約理由   | 本委託業務内容の委託に関しては、その業務内容が競争入札に適さない業務であり、価格だけでなく、当該業務を履行する企画力、技術力、遂行能力など、総合的な観点から、契約の相手方の候補者を選定する必要がある。そのため、「学校図書システム更新業務委託プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。<br>「学校図書システム更新業務委託プロポーザル選定委員会」において、上記契約相手方が本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること、業務内容について安定した実績があることなどを高く評価し、本業務の受託候補者の最適者として選定した。<br>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、株式会社南大阪電子計算センターと随意契約する。 |

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

|                              |  |   |
|------------------------------|--|---|
| 契約案件名                        | 学校給食センターEHP保守業務委託契約（機器保守）  |   |
| 担当部・課名                       | 生涯学習部・学校給食センター   |   |
| 契約相手方の名称（商号）及び所在地            | 東テク株式会社<br>大阪府中央区北浜三丁目6番22号  |   |
| 契約金額（税込）                     | ¥1,166,000   |   |
| 契約締結日                        | 令和8年2月13日  |   |
| 契約期間                         | 契約締結の日～令和9年3月31日   |   |
| 根拠規定<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項） | <b>■ 第2号</b><br><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき<br><b>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</b><br><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき<br><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき<br><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき<br><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき<br><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき<br><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき<br><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 |   |
|                              | <input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合   |   |
|                              | <input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき   |   |
|                              | <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき   |   |
|                              | <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき  |   |
|                              | <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき  |   |
|                              | <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき  |   |
|                              | 随意契約理由   | 給食センターにはダイキン工業株式会社製の空調機等が設置されており、調理環境の温度・湿度管理は食品衛生法に基づく衛生管理上不可欠である。万一の故障時には、給食提供への影響を回避するため、即時の原因特定と復旧対応が求められる。<br>本契約は、メーカー独自仕様の遠隔監視（運転データのクラウド収集・分析）による省エネルギー運転支援及び予防保全、ならびにフロン排出抑制法に基づく点検対応を含む保守管理業務である。当該システム及び運転制御は既存設備（蒸気ボイラー・厨房設備を含む）との連携を前提としており、設備構成・設定・保守履歴を熟知し、かつ遠隔監視と一体で保守対応できる事業者でなければ、適切な維持管理及び緊急時の迅速対応が担保できない。<br>東テク株式会社は当該空調設備の納入業者であり、運転制御・設定・保守履歴を把握していることから、遠隔監視を含む保守管理を確実かつ迅速に実施できる。以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、東テク株式会社と随意契約を締結する。 |